

権力と自由：「自然の暴力」についての政治学

松尾，隆佑

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

67

(開始ページ / Start Page)

91

(終了ページ / End Page)

111

(発行年 / Year)

2011-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007538>

権力と自由——「自然の暴力」についての政治学

政治学研究科 政治学専攻

博士後期課程1年 松尾 隆 佑

はじめに

波が街を消し去ったとき、それを「自然の暴力」と呼ぶことは間違いだろうか。もし間違いであるなら、一体何の間違いなのだろう。「自然の暴力」は比喻ではない。圧倒的な規模の殺生と破壊、その微細な全部分で経験されている絶対的な喪失。私たちはそれを見た。あるいは、今も見ている。知っている。政治学をはじめとする社会科学がそれらを暴力と呼ばないのなら、あるいはこの概念に代わるような表現形態も持たないのなら、誤っているのはむしろ、学問体系の方なのかもしれない。

政治学における権力の概念は、何らかの意思を持った人間による行為を通じて働く力という想定を、長らく保持してきた。それは1つには、政治学の上位カテゴリである社会科学の対象範囲にかかわっている。何らかの意思を持ち得る人間の行為・関係と、それら個別の意思を超えて人々を規定する社会的な存在や力を対象にする社会科学は、自然現象として現れる作用や物理原則による規定性を、それ自体としては扱わない¹。したがって政治学においても、問題となる力は物理的な「力 strength」や「強制力 force」そのものではなく、何らかの人間存在や人間行動と結び付く「権力 power」であり、その類似概念として「影響力 influence」が言われるときも、何らかの人間相互の関係性における影響にその意味は限定されている²。

さらにとりわけ政治学においては、権力の問題は「統治」や「支配」、あるいはそれらに伴う「抵抗」の文脈と絶えず結び付いてきた。政治的なものをめぐる探究はすなわち、(1)「誰が統治しているのか *Who governs?*」(Dahl [1967]) の問いを基礎に置きながら、一方で (2)「いかに統治するか *good governance*」の問い、他方では (3)「抵抗はいかにして可能か」についての問いを、それぞれ常に意識してきたと言えるであろう。

ここにおいて自然災害・自然現象は、*govern* の原始的・伝統的対象として2つ目の問いが直面してきたものではあるが、それ自体として政治における主体となり得る存在とは考えられていない。「自然の恩恵」や「自然の暴力」などといった表現が使われるとしても、そうした自然的な作用が、(何らかの抵抗を喚起し得るような) 統治や支配を為す力と直接に結び付けられて考えられることはなかった。統治／支配／抵抗の問題系を念頭に置く政治学にとって、第一に向き合うべきは人間の恣意であり、そうした意思を持たない自然的な作用や物理的な規定性が権力概念の射程に含めるべき有意性を持っているとは、考えられてこなかったのである。

こうした状況は現在でも変わっていないし、変わるべきなのかどうか分からない。自然現象についての探究は、やはり一義的には自然科学の営為に委ねるべきであろう。また、自然的な作用を単に *govern* の対象と見ず、それ自体として統治や支配に結びつき得る権力作用と捉えることは、ともすれば手の込んだアニミズムに陥りかねない。そのような危険を冒すほどの意義が、自然的な作用を政治学的な権力概念に含めて捉えていくこと、すなわち「自然の暴力」を文字通りの「暴力 *violence*」として理解することに、果たしてあるのだら

1 物理的現象としての力と社会関係の内部で働く権力を区別することは、「社会学者の共通の常識」である (丸山 [1964: 424-425])。

2 丸山眞男は、「人間行動の間に成立する関係」としての社会権力の一種である政治権力を物理的力から区別すべきことを説く (丸山 [1964: 423])。以下特に断りが無い限り、傍点は原文)。R. A. ダールもまた、動物や自然物に対する影響力を考察対象から除外し、概念の意味範囲を、人間の行為に関わる社会的な影響力のみに限定している (Dahl [1991: 32] = [1999: 43])。また、T. パーソンズは、台風のような自然現象や、経済不況のような社会現象から生じる意見や態度の変化を、自身が用いる影響力概念の意味範囲の外に押し出している (Parsons [1969b: 406] = [1974b: 140])。

うか。

本稿では、こうした問いに一定の回答を試みたい。以下まず第1節では、政治学における権力論の系譜を整理した上で、社会学的な予期理論の観点も導入して権力の多面的性質を明らかにする。その作業を通じて、特定の意図に基づかない無意識的な権力や、特定の主体が行使するのではない構造的な権力、行使される側の利益に資するような権力の存在が確認されるであろう。続く第2節では、前節で整理した従来の権力概念が共通して前提にする、被行使者の「内面」への顧慮を問題と捉え、そのような前提が成り立たない「環境管理型権力」についての考察を介することで、自然的・物理的な作用を権力／暴力概念の外部に押し出すことの困難と不適切さを示す³。

第3節では、従来の政治学が人間の恣意に基づく権力をのみ問題にしてきた文脈をより明確に描き出すため、権力から擁護されるべき自由の概念についての考察と、それを支えてきた自由主義の伝統に目を転じたい。そこで私たちは、この伝統に基づく自由概念が、「自然の暴力」に対して何ら抵抗の道具立てを持っていないことを知る。それを受けた第4節では、情報技術に代表されるテクノロジーが私たちの自由を先回りして実現する「配慮」として作用するような現代的事態に臨んで、果たしてこのような「自然の恩恵」への抵抗は望ましく・必要なものなのか、考えてみたい。これらの検討を経て、政治学が自然に対して採るべき態度について、より明確な立場を導き出すことができれば、本稿の目的は一応達成されたことになる。

1. 権力の形態と機能——その多面的性質

権力をめぐる膨大な議論の全てを見渡すことなどはできないが、多様な権力論の中から幾つかの有力な立場を検討しながら社会科学的な権力概念の適切な意味範囲を画定しようとすることは、不可能でも無意味でもない。ここでの権力概念の検討は経験的研究への直接の適用を目的にしたものではないから、観察可能な指標による表現が容易な狭い定義を目指すことはしない。多様な局面にわたって議論される権力概念についての理論的寄与を企図して、およそ権力として観念し得る状態や関係に共通する一般的条件を描き出すような、より包括性の高い定義を求めたい。

権力論の系譜を概観すれば（杉田 [2000]; 川崎 [2006]）、ある主体が自らの意思を貫徹し、利益を実現するために用いる手段こそが権力であるとの理解が根強い支持を得ていることに直ちに気付かされる。こうした立場を代表するのが、「権力」とは、或る社会的関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性を意味し、この可能性が何に基づくかは問うところではない」とする、M. ヴェーバーの古典的定義である（ヴェーバー [1972: 86]）。

この立場は、R. A. ダールを代表とするアメリカ多元主義論に引き継がれる。ダールによれば、「さもないと B が為さなかったであろう何事かを B に為さしめる限りにおいて、A は B に対する権力を有する」のである（Dahl [1957: 202-203]）⁴。明確な意図や欲求、選好を有する2人の主体の存在を前提とし、両者の間に生じている明示的な対立や紛争において自らの意図を実現した者が権力／影響力を有する。こうした想定は、「非決定」の権力を問題化した P. バクラックと M. S. バラツによって批判されることになる（Bachrach and Baratz [1962=2005]）。

彼らによれば、権力はただ具体的な諸決定の中のみ反映されると想定し、政治的決定の作成過程において積極的な役割を担う人々に注目する多元主義論者は、決定作成過程に上ってくる争点を予め比較的「安全なもの」に限定するという形で行使される権力を見逃してきた。権力は、A が B に影響を及ぼす決定作成に関与する際に行使されるだけではない。A が社会的・政治的価値観や制度的慣行を形成・強化することによって、

3 本稿第2節までの内容は、松尾 [2008] の第1章第3節に基づいている。

4 彼は後に、この意味での権力をむしろ影響力と呼んで「一人または複数の行為者の欲求、願望、選好あるいは意図が、一人または複数の他の行為者の行為、あるいは行為への志向性に働きかけるような行為者間の関係」として定義し直し、権力概念の使用を、正負のサンクションを背景として他者から服従を獲得するような影響力行使の一形態としての意味に限定した（Dahl [1991: 32, 42] = [1999: 43, 60-61]）。

自身にとって比較的無害な争点のみが政治過程に上ってくるように仕向け、決定次第で A に不利益をもたらすような争点を B が顕在化させることができないのならば、この場合にも A の権力が行使されていると言えるのである。

そして、この権力行使は意識的であるか無意識的であるかを問わない。支配的価値観に与し、既存の制度および慣行において有利な立場に位置する個人または集団は、ただ従来通りに振舞うだけで、自らの利益を脅かすような争点が顕在化することを防ぐ障壁の維持・強化を助ける役割を果たすからである。たとえ深刻な対立が潜在していたとしても、一部の個人または集団の偏向によって決定作成の範囲が限定されるなら、そうした対立は顕在化しないままである。

ダールに代表される権力観を「一次元的権力観」、バクラックらの非決定権力論を「二次元的権力観」と呼ぶ S. ルークスは、政治的課題から特定のイシューが排除される事例を、特定の時点における何らかの意図的・具体的行為を想定させる「非決定の決定」という枠組みのみで捉えることは適切でないとした。だが次のような彼の指摘は、二次元的権力観と連続的である。すなわち、「システムの偏向は、単に個人的に選択される一連の行為によってのみ維持されるのではなく、社会的に構造化され文化的に定型化された集団の行動と制度上の慣行によって動員される」ものだから、それは意識的に遂行されるとは限らないし、特定の個人の決定ないし行動に帰することはできないものであり、個々人の活動よりはむしろ「無活動」によって支えられる (Lukes [1974: 21-22, 50-51] = [1995: 35-36, 92-94])。

ルークスが提起した「三次元的権力」は、集団や制度によって行使され、必ずしも意図的でも作法的でもない「構造的」な権力である。彼の議論が特徴的だったのは、権力行使が暗黙裡に行われたとしても、その背景となる対立は明確に意識されているとの前提を疑った点である。二次元的権力観においては、発言の機会を奪われた人々が公然・隠然と「苦情」、すなわち自分たちの政策選好を表明する場合に非決定権力の行使が認識できるとされた。それゆえ、苦情がどこにも見出せないのであれば、権力は行使されておらず、合意が存在していると見做されることになる (Lukes [1974: 20-21] = [1995: 30-32])。争点としては現れない隠然たるものであるにせよ、権力行使者と被行使者の双方が明確に自覚している選好の対立が存在しているとの前提は、二次元的権力観においても決して疑われてはいないのである (Lukes [1974: 19-20] = [1995: 29-30, 32])。

ところが、「苦情」が意味するところは明らかでない。「政治の知識に立脚した明快な要求」ではなくとも、「日々の経験から生まれてくる行き場のない不満」や「漠然とした不安感情や欠如感」を苦情と見做すことはできないのであろうか (Ibid)。また、既存秩序に代わる別の状態を想定することが現実的には不可能であるから満足していると自分に言い聞かせているとか⁵、既存秩序が何らかの理由で自然かつ不変の正しい秩序であると思い込まされているなど、人々の知覚や認識、選好などが、不平不満を持たないように形作られ、操作されている場合にはどうか。A は B の欲求を形成し、操作することによって、B に対して権力を行使することができる。苦情の不在を合意の存在に等しいと見做すことは、それが虚偽ないし操作された合意である可能性をあっさり排除してしまい、思考や欲望の制御を通じて相手を服従せしめる「至高の権力」を見逃してしまうことになるだろう (Lukes [1974: 23-24] = [1995: 37-40])。

権力がこのように捉えられるならば、少なくともヴェーバー以来の権力論に共通していた、権力は明確な意図や選好を有する主体間において行使されるという前提は否定されることになる⁶。代わりにルークスが持ち出すのは、「真の利益」なる想定である。ルークスによれば「A が B の利益に反するやり方で B に影響を及ぼす場合、A は B に対する権力を行使している」 (Lukes [1974: 27] = [1995: 46])。権力の存在は、権力を行使する側の利益と、権力を行使される人々の「真の利益」との対立に根差しているのだが、被行使者の「真の利

5 いわゆる「酸っぱい葡萄」のような適応的選好形成のケースである (Elster [1982])。

6 意図されない暴力や、特定の主体が存在しない「構造的暴力」については、既に Galtung [1969=1999] が考察を与えていた。ルークスは構造的な権力作用について論じたが、そこでは集団や制度による権力行使が重視され、その背景となる社会内の断層が明確に意識されていたから、権力を担う特定の主体が全く想定されていないわけではなかった。また、主として思考や欲望の制御が考えられていた点で、それは構造的に働く権力の一部を照らしたに留まる。構造的な力をより一般的に問題化した点で J. ガルトゥングの貢献は今よりも評価されてよいし、主体-客体関係が明らかでない力の問題を真剣な検討に付したという点で、彼の理論的位置は後述するフーコーに近い面がある。

益」は、三次元的権力の行使によって、決して表出されず、本人によって意識されることすらない（Lukes [1974: 25] = [1995: 40]）。一次元的権力観や二次元的権力観においては、人々の利益は主観的な選好と同一視されていたが、三次元的権力観は、人々の選好は彼らの「真の利益」に反する偏向したシステムによる操作の所産であると捉える（Lukes [1974: 34] = [1995: 61]）。ここで「真の利益」と呼ばれるのは、人々が権力による欲求の操作から免れていたら選好するであろうものであり、反実仮想によって措定される⁷。ルークスが依拠する W. コノリーによれば、「A が政策 X と政策 Y の両方の結果を経験していたとしたら、彼が自分自身のために欲する結果として X を選択するであろう場合に、X は Y よりも A の利益にかなっている」とされる（Connolly [1972: 472]）。

ここで指摘すべき問題はまず、こうした利益の定義が適切でないことである⁸。しかし、利益の定義よりも重要なのは、権力の存立基盤を利益の対立に求めることの問題である。ダールが指摘しているように、ルークスの定義では、B の利益にもかなうような形で行使される A の権力は、権力として捉えられなくなってしまう（Dahl [1991: 29] = [1999: 40]）。ダールが挙げている例を借りれば、子どもが車道に飛び出さないように家の裏庭で遊ぶことを子どもに強制する親の行為は、子どもの利益を保護するものであるから権力の行使ではないのだろうか（Dahl [1991: 29-30] = [1999: 40]）。それが相手の利益に反しないものである限り、教育に代表されるようなパターンリスティックな強制一般を権力行使ではないと見做すならば、事態の不当な美化である以上に、権力論の射程を著しく短く切り縮めるその振る舞いにおいて、問題とされねばならないだろう⁹。

ルークスは明確な意図や選好を有する主体という前提を退けて、無意識の権力行使や権力による選好形成といった可能性を指摘した。その一方で、三次元的権力の存在を暴露するために「真の利益」なる概念を導入し、それを一切の権力から免れた状態に措定したために、権力が生起する場を利益が対立する場に限定するという無理を抱え込むことになった¹⁰。それは、権力が作用していないまっさらな状態がどこかに存在するという伝統的な想定を維持しながら、権力を見出す領野を拡大していこうとするルークスの方法が、必然的に抱え込まなければならなくなったジレンマである。そうしたジレンマを、伝統的な想定を破壊することによって突破したのが M. フーコーであった。

一次元的権力観から三次元的権力観まで、権力を論じる際には、権力を行使する主体が先験的に存在していることは所与の前提とされてきた。しかし、そもそも人間が権力を行使できるような主体になるためには、主体が形成される過程で権力にさらされる必要がある。フーコーは、18 世紀以降の刑務所で服従する主体を形成するために用いられてきた矯正技術を採用上げながら、反復的なプログラムの実施によって主体内部に自らの振る舞いを規律するような規範体系を作り上げ、特定の価値や秩序を受け入れ、維持・強化するような主体を形成する「規律・訓練 discipline」の営みを描き出す（フーコー [1977]）。日常的な監視の継続が視線＝規範の内面化を促すことによって、特定の規範に自発的に服従するような主体が生み出されることになる。そのと

7 「真の利益」は、反実仮想を通じて A. センならば内省的な選好と呼ぶであろうものが現出されたという、一種の「見做し」を通じて提示される（Sen [1985: 29] = [1988: 45]）。

8 ここでの A は現実には各政策の結果を経験したわけではないから、コノリー自身が認めるように A が選ぶであろうものを実際に判断するのは第三者であり、それゆえ「真の利益」の判定には不可避免的に判定者の恣意が入り込むだろう。また、人々は自らが持つ様々な情報と経験を踏まえ、自分が何によってどの程度の効用を得ることができるかについての予測に基づいて行動しているが、完全合理性や完全情報を持たない私たちには、自ら選好した選択肢であっても効用を得られないことがあるし、逆に予め期待した以上の効用を得たり、予め存在した欲求を充足するのではない形で効用を得たりすることがある。このように効用予測は誤り得るから、A が選ぶ選択肢が A の「真の利益」になるとは限らない。

9 また、A が誤って、自らの利益にも反するような形で B の利益に反するような影響を与えた場合、利益の対立が無いために、やはり A は権力を行使したことにはならなそうである。これは現実的な把握とは言い難い。A が推進した政策 X が結果的に A に損害をもたらしたからといって、B が選好した政策 Y を A が退けた時点で遡って権力の行使が無かったことにされる、と考える人はあまりいないだろう。

10 権力は利益の対立を表現するものではなく、むしろ行使者と被行使者双方の利益にかなうものであるとの見方は、パーソンズや H. アレントに見られる（Parsons [1969=1974a]; Arendt [1972=2000]; 川崎 [2006: 27-28]）。これに対してルークスは、パーソンズやアレントは何か「のための権力」にばかり焦点を定める結果、人々「に対する権力」を視野から消し去ってしまっている、と批判した（Lukes [1974: 31] = [1995: 52]）。要約すれば、パーソンズやアレントは権力に暴力的側面を見ない点で誤っており、ルークスは権力が被行使者の利益に資する面を見ない点で誤っている。

き彼らは、暗れて自律的な主体になったと見做されるのである¹¹。家庭や学校、職場などで反復的にこうした規律・訓練にさらされることを通じて、私たちの社会生活は可能になっている。

人々を一定の思想と行動のパターンの中にはめ込んでいくように訓練を施す規律訓練＝主体形成権力の機能は、多数の人間を管理・統制しやすくする点で統治者側の都合にかなうものである¹²。だが同時に、異なる人々の間に共通の前提を作り出し、限られた空間の中で多数の人々が共存することを可能にするという積極的な役割も果たしている。未成年が参政権をはじめとした諸権利を制限されているという一般的事実は、私たちが規律訓練＝主体形成の権力を限定的にでも肯定していることを意味している。教育の積極的機能を否定しないならば、主体化されること、すなわち権力を行使されることが、行使される側の利益にもなっていることは明らかであり、規律訓練＝主体形成権力への評価は両義的にならざるを得ない（杉田 [2000: 10-12]）。フーコー的な権力観は、私たちが自らの利益や選好を認知し、表明可能であるのも、権力の体験を通じた結果であることを教えている（盛山 [2000: 134]）。私たちが権力を行使できるのは規律訓練＝主体形成の権力にさらされてきたからであり、権力を認識し、批判できるのも、権力による効果にほかならない。私たちは生まれた瞬間から多少なりとも規律訓練にさらされるのであるから、権力に汚染されていない「真の利益」なるものは事実上存在し得ず、権力から免れている状態を想定できると考えることは適切でない。

以上私たちは、次の諸点を確認した。すなわち、権力は無意識的にも行使される。また権力は、特定の主体ではない慣習・制度・文化など構造的な諸配置においても行使されるし、被行使者に権力の存在を気付かせない形で行使される。さらに権力は、被行使者の利益に資する形で行使される。こうした権力の多面性についての理解を確かなものとするため、以下試みに幾つかの権力類型を示し、その妥当性を検討しつつ考察を深めたい¹³。

今、主体 A が主体 B に行為 X をして欲しい／欲しくないと考えているとする。このとき、A が B に「X せよ／するな。さもなければ、あなたがして欲しくない行為 Y をするぞ」という意思を明示的・黙示的に伝達することによって、B に X をさせる／やめさせるような権力は①威嚇型であり、負のサンクション＝制裁を背景にしたものである。次に、A が B に「X せよ／するな。そうすれば、あなたがして欲しい行為 Z をしてやる」という意思を明示的・黙示的に伝達することによって、B に X をさせる／やめさせるような権力を②誘導型と呼ぶ。これは、正のサンクション＝褒賞を背景にしている。最後に③説得型は、A が B の X に対する評価や選好を変化させることによって、B が自発的に X を行う／控えるように仕向けるような権力である。

ここで気付くことが幾つかある。まず、威嚇型と誘導型は組み合わせ可能である。例えば、「強盗行為に協力したら分け前を与えるが、協力しないのなら殺す」といった要求がそれである。また、威嚇なのか誘導なのか判別しづらい場合が有り得る。サンクションが正であるか負であるかを判断するためには、特定の時点として基準に指定する必要があるが、その場合には、未来に得られることを期待するのが合理的であると認められる状態も「現状」に含まれ得る。そうでなければ、「来週のテストで 80 点以上取らなければ、今月の小遣いを半分にする」などといった言明は、制裁を背景とした威嚇を意味しなくなってしまうだろう。しかしながら、不況が続いているためにボーナスが出ることを期待していいのかがそもそも明らかでない時期に、「営業成績が良かったらボーナスを出す、悪かったら出さない」というメッセージを与えられた場

11 なお、フーコー自身は、規律訓練の権力を検討するにあたって重要なのは、そうした技術や知識、制度や装置そのものであって、特定の人々をそうしたものと固定的に結び付けてしまうべきではないと強調している（フーコー [1977: 30-31]）。そうした技術・知識・制度・装置は、特定の主体によって統合的に構想されたり統御されたりしているわけではなく、あくまで特定の「立場」に位置することがその使用を可能にしているに過ぎないとされる（フーコー [1986: 122-123]）。彼によれば、教師や看守は、規律訓練の権力を担ったり行使したりすることはできても、それを所有することはできないのである（川崎 [2006: 42] も参照）。

12 特に権力と区別して「権威 authority」概念が使われるとき、そこでは何らかの正統性への信や尊敬に基づく服従の獲得が想定されている。だが、規律訓練を通じた規範の内面化に代表されるように、権威とは先行する諸権力作用の産物にほかならず、権力から独立のものではない。

13 川崎 [2006: 22-24] は、威嚇型・報償型・説得型という 3 類型について述べている。盛山 [2000: 50-52] は、「脅し threat」を用いるか「誘い promise」を用いるか、行為の「強要 compellence」であるか「抑止 deterrence」であるか、という区別によって、サンクションを用いた影響を「脅し - 抑止」「誘い - 抑止」「誘い - 強要」「脅し - 強要」の 4 種類に分類している。

合、このサンクションが褒賞であるのか制裁であるのかは、判然としない。元々期待してよい水準が明瞭でなく、サンクションの正負を測る基準点となる「現状」が定まっていないためである。結局、サンクションの正負を測る基準となる「現状」をどこに求めるか（どこまでが妥当な期待だと考えるか）は人によって異なるから、A のメッセージが威嚇と捉えられるか誘導と捉えられるかは、B の主観的認識に依存しており、流動的である。

同じことは、説得と威嚇、説得と誘導についても言える。説得する A と説得される B の立場が対等であるとは限らない。善意の忠告のつもりが脅しと受け取られる場合もあるし、逆の場合も有り得る。純粋な説得のつもりが見返りをちらつかせたような印象を与える場合もあるし、やはり逆も有り得る。医師は患者に助言する立場であるが、医師の判断はしばしば反抗の余地のない命令として患者に受容される。このとき医師の意図がどうあれ、患者側からは、医師が自分を見放すという制裁を背景にして服従を迫っているようにも解釈可能である。他方、ある男性が、好意を抱いている女性から髪形を変えた方がよいと説得されたとき、男性がその助言に従ったとすれば、女性に気に入られたいという思いが多少なりとも働いたと考えるのが自然だろう。ここでは、女性の意図にかかわらず、男性にとって女性から関心／歓心を示してもらうという褒賞が期待されたと見做せる。

このように考えて来ると、権力がいかなる形で機能するかは、被行使者の主観的な受け取り方に拠るところが大きいが解る¹⁴。この点をより明確に描き出すのが、「予期」の構造を用いた権力理解である。宮台真司によれば、B が自らに与えられた選択肢をそれぞれ選択した場合に、その選択に反応する A がどのような行為を選択するのかについて予期し、各選択肢について予期された諸結果の比較に基づいて B が持っていた従来の選好を変化させるとき、B は A による権力の行使を経験している（宮台 [1989: 22]）。

例えば B が拳銃を持った A に「金を出せ、さもなければ殺す」と脅されているとき、B は本来、「金を出す」選択よりも「金を出さない」選択を選好しているが、「金を出さない」選択をした場合に予期される A の選択「撃つ」に伴うであろう帰結よりも、「金を出す」場合に予期される A の選択「撃たない」に伴うであろう帰結を選好するために、最終的に「金を出す」ことを選択する。この場合、B は自分の選択に後続する A の反応を予期した上で、本来最上位であった選好を諦め、次善の選択に甘んじており、A の反応に対する B の予期が B に権力の存在を感知させている（宮台 [1989: 18-19]）。したがってここでは、権力の存在そのものが、B 自身の主観的認識に依存することになる。

実際には、A の選好は B の予期通りとは限らず、B が「金を出す」選択をしても、A が「撃つ」選択をすることは有り得る。先に挙げた例を用いて言えば、医師 A が患者 B に治療方針 X を示したとき、A 自身は B が X を拒否しても B を「見放す」という選択を為すつもりはないにもかかわらず（代替治療方針 Y や Z を示す準備があるにもかかわらず）、B が X を「拒否する」選択をした場合に A は自分を「見放す」選択によって反応してくるだろうと予期したならば、B は A からの（威嚇型）権力行使を感知する。つまり権力は、権力行使者 A の意図がどうあれ、被行使者 B の予期に従って作動するのであり、権力の作動に A による意図伝達はいらないし、褒賞や制裁などのサンクションが現実に行使されるのかどうかも、権力の作動そのものとは無関係である（宮台 [1989: 20-21]）。

ただし、サンクション（制裁／褒賞）が現実に行使される可能性は、B の予期にとって重要な判断要素であ

14 権力は、物理的な力や経済力、組織力、知識・技能・情報、内面的・外面的魅力、言語・イメージ・情動、規範その他の「権力資源」から区別されなければならない。権力とは、作用／行使し得る可能性／能力であるとともに、それが現に作用している／行使されている現実の事態である。これに対して、権力資源とは、可能性が作用する際の媒体として働くか、あるいは能力が行使される際の手段として用いられるところの何物かである。可能態としての権力（可能性／能力）は、権力資源を媒体ないし手段とすることによって、現実態としての権力に転化する。権力資源を有しているからといって、それを用いて権力を行使するとは限らないし、有している資源を用いることができないこともある。仮に、上司 A が部下 B の昇進を左右する権限＝権力資源を有しているとしても、B が昇進したいと考えていなければ、この権力資源が A の B に対する権力を生み出すことはない。何が権力資源であり、権力資源がいかなる権力を生み出すかは、A と B 相互の能力・選好と、両者の関係性に依存している（川崎 [2006: 25-26]）。

る。そうした可能性の判断には、A がサンクションを行使する能力を十分に保有しているかどうかと¹⁵、A にとってサンクションの行使がどの程度合理的な選択であるのかどうか（A がサンクション行使のために費やすコストと、その結果得る利益ではどちらが大きいのか）についての予測が含まれる（盛山 [2000: 52-55]）。明らかに玩具と分かる拳銃で脅されても金を出す人はいないだろうし、焼き肉をご馳走してくれたら一生服従すると訴える友人の言葉を本気にする人はいないだろう。

注意すべきなのは、予期においてサンクションの行使可能性が考慮されるとしても、権力が実効的で有り得るためには、A が示すサンクションは確実に行使されると B が信じている必要はないということである。なぜなら予期はふつう、主観的な確率算出に基づいて行われるからである。B の選択は、A の能力や選好についての情報・推測に基づきながら、可能な複数の選択肢にどのような帰結がどの程度の確率で伴うのかについて予測し、それに従って主観的に算出された各選択肢の期待効用（その選択から得られると予測される効用の平均値）を比較した上で行われる。

例えば、強盗 A が少年であるなどの理由で、自分に突き付けられている拳銃が本物である可能性は高いと B が推測している場合を考えよう。仮に B にとって手持ちの金を出すことによる不効用が -5、撃たれることによる不効用が -100、拳銃が偽物であるために金を出さず撃たれもしなかった場合の効用は ±0 であるとした上で、拳銃が本物である確率は 10%、金を出さなければ 100% 撃たれ、金を出せば 100% 撃たれないと B が予測しているとする。すると B が「金を出さない」選択から期待できる効用は、 $-100 \times 0.1 + 0 \times 0.9 = -10$ となり、「金を出す」選択から期待できる効用は拳銃の真偽にかかわらず -5 であるから、B にとっては拳銃が本物である確率が低いと考えつつも「金を出す」選択を為すことが合理的であることになる¹⁶。

権力を感知する側は、確率的思考に基づいた予期から各選択肢の期待効用を算出し、その比較に基づいて選択を行っている。このような観点からすれば、先に示した 3 つの権力類型相互の流動性は理解しやすくなる。医師 A と患者 B の場合、方針 X を拒否したからといって A が自分を「見放す」選択を為す確率は低いと B が考えていたとしても、B にとって A から見放される不効用が著しく大きければ、X を拒否する選択の期待効用が X を受容する選択の期待効用より低くなって、本来は拒否したいと思っている X を受容することが合理的で有り得る。ここでは B は A の振る舞いの中に、それが説得である可能性と威嚇である可能性の両面を同時に見出しており、説得と威嚇は流動的であるのみならず、重層的でも有り得ることが解る。

A から B への権力の作動と性質が B の主観的な効用予測に基づくことが明らかになった以上、A の明確な意図と手段選択に依拠して権力の性質を区別できるという前提に基づいた類型論の限界は既に露わである。とはいえ、相対的ではあっても便宜性を見出せる以上、これを完全に放棄してしまう必要はないだろう。分類の根拠を B の主観的認識に移行させ、互いに流動ないし重層し得るという前提を置いた上で、これを維持したい。すなわち、A の意識・無意識にかかわらず、B にとって制裁と見做し得るサンクションが A から行使される可能性が考慮された上で B の選択が為されたのであれば①威嚇型、B にとって褒賞と見做し得るサンクションが A から行使される可能性が考慮された上で B の選択が為されたのであれば②誘導型、A からサンクションが行使され得る可能性が B に認識されず、単に B の効用予測ないし効用基準に影響を与える働きかけと認識されるのであれば③説得型としての側面を有していると考えことにしよう¹⁷。

威嚇・誘導・説得のいずれも、B が採り得る選択肢それぞれについての期待効用を算出する過程に影響を及ぼすという点では変わらない。威嚇や誘導においては、ある選択をすれば／しなければ、あるサンクションが A から行使され得るという情報が、B の期待効用算出に影響を及ぼす。既に述べたように、この場合には A の能力や選好などについての（推測を含む）情報から予期されるサンクションの行使可能性などが、併せて考

15 この能力には物理的暴力や経済力、人間的魅力などの他に例えば、人を殺す覚悟があるのかどうか、といった意欲や意思の強さなども含まれるだろう。

16 ここでの確率はあくまで B が主観的に算出したものに過ぎないし、確率予想の基礎となる情報の信頼性も確実ではない。また言うまでもなく、選択を迫られた人間が常に冷静かつ合理的に確率計算と期待効用の算出・比較を行っているわけではない。しかし、たとえ粗雑で感情に支配された形であろうとも、あるいは習慣的・無意識的な形であろうとも、私たちの選択には常にどの選択肢が最も自分の効用を高める可能性が大きいのかについて瞬時の判断が伴っていると考えことは、人間行動についての理解を助ける単純化であり、この捉え方を放棄すべき積極的理由が私には見当たらない。

慮される。他方、説得においては、A から得られた情報が、(A について B が保有する情報を含む) B が既に得ている情報と併せて考慮された上で、各選択肢の期待効用が修正ないし維持される（あるいは、A から示された価値観が B の効用基準と併せて吟味された上で、効用基準が修正ないし維持される）。

A の意図が威嚇・誘導・説得のいずれにあるとしても、B はただ得られた情報と自らの予測に基づいて期待効用を算出・比較し、選択を為すだけである。つまり、各選択肢の期待効用について B が下す判断に影響を及ぼす要因である限り、それらは全て B に対する権力と見做され得る。ここから、B への権力行使者が特定の主体である必要は無いことがわかる。三次元的権力がそうであるように、B の判断は制度や状況などの構造によっても影響を及ぼされ得るからである。権力は無意識的に行使されるだけでなく、構造的にも行使され得るとの見解は、予期構造を用いた権力理解からも支持される¹⁸。

2. 自然の権力？

さて、前節で見た一次元的権力観からフーコー的権力観までには、なお共通している前提がある。それは権力の行使／作用が、その受け手となる側の意図や選好、利益や規範意識など、何らかの「内面」を前提として起動するという点である。予期構造を通じた権力理解も、こうした前提を共有している。これに対して東浩紀は、現代ではもはやそのような権力観では捉えきれない権力が社会内における重要な位置を占めてきていると主張する。東は、フーコーが描いた 17～18 世紀以降の「規律社会」から新たな「管理社会」への移行を論じた G. ドゥルーズと、インターネット上の法規制を論じる過程でテクノロジーを用いた直接的な規制の可能性を提起した L. レッシングの議論に示唆を受けつつ（ドゥルーズ [2007]; Lessig [1999=2001]）、フーコー的な「規律訓練型権力」に、彼が「環境管理型権力」と呼ぶ権力を対照させている（東 [2007c: 48-49]）。

東によれば、環境管理型権力の特徴は、相手の内面に全く働きかけないような方法で作動する点に求められる。例えば、A が B を扉の向こうに進むことを妨げるために行使し得る権力の種類を考えてみよう。一次元的権力を用いるなら、扉の前に警備員を立たせるなどして、進もうとする B を直接的に制止しようとするだろう。二次元的権力を用いるなら、暗黙の威嚇などによって、B が扉の向こうに進みたいという意思ないし行動を示すこと自体をしないように仕向けるだろう。三次元的権力であれば、B が扉の向こうに進みたいと考えないように、扉の向こうに進んでも何も良いことは無いなどと繰り返し説いて意識を操作するかもしれない。規律訓練によって B が自律化されているのであれば、扉に「立ち入り禁止」と書いた紙を貼っておくだけで十分である場合も多いだろう。これらは、いずれも B の内面（意図・選好・利益・規範意識など）を何らか

17 ダールは彼の「影響力 influence」概念（より正確に言えば、自らの意図や利益に反しない形で働く「正の影響力 positive influence」=「統御 control」）を、情報伝達を通じた「説得 persuasion」（理性的説得／操作的説得）と、サンクションを通じた「誘導 inducement」に分け、特に負のサンクションを背景にするか、正負のサンクションを組み合わせている場合を権力と呼んでいる（Dahl [1976: 44-45]; Dahl [1991: 29, 40-42] = [1999: 39, 55-61]）。本節の分類では、ダールの言う権力の一部（負のサンクションのみを用いる場合）は①威嚇型に、ダールにおける誘導（正のサンクションのみを用いる場合）は②誘導型に当てはまる。ダールの概念区別の内、正負のサンクションを併用するような権力は、①と②を組み合わせたものである。③説得型はダールの言う説得に対応する。ダールは B が A の意図に沿う行動を採った場合にのみ影響力が行使されたと考えるが（Dahl [1991: 45] = [1999: 64-65]）、私たちが影響力と呼び得るものには、無意識的に行使されるものが極めて多い。歴史上の人物や現代の著名人、身の回りの人々の人間的魅力や人気などに基づく影響力は、本人によっては意図・意識されない形で行使されることの方が一般的である。ある国家における文化や価値に基づく魅力や人気を指す「ソフトパワー」概念も、ダールと同じく意図的に行使される形態に射程を限定してしまっているが（Nye [2004=2004]）、むしろソフトパワーは無意識的に行使されることが多いものであり、男性 B が女性 A に好意を抱いているために、A が意図・意識せずとも A にとっての便宜が図られるべく B が行動するような場合をこそ、よく説明する。そして、女性 A の無意識のソフトパワーは、男性 B の（A から自分に向けられる好悪の感情・態度についての）予期を通じて、制裁ないし褒賞を背景にした権力行使としての相貌を帯び得る。このように威嚇・誘導と説得との差異は相対的であるため、サンクションの有無によって区別を与えようとする方策は採ることができない。以上から、権力概念と影響力概念との間に有意義な区別を設けることの不可能性が理解されるであろう。

18 さらに、権力の行使者と被行使者とを明確に区別することが困難な場合もある。例えば、経営者がストライキを阻止するために賃上げを実施する場合、権力を行使したのは、賃上げという褒賞を背景に労働者を誘導した経営者の側であるのか、ストライキという制裁を背景に経営者を威嚇した労働者の側であるのか、どちらなのだろう。明らかに、その両方であると言わねばなるまい。権力は双方向的に行使され得るのである。

の形で考慮し、そこに働きかける。

では、この扉を、進入する資格を有していることを示す電子式カードを所持していないと開かないように設計したかどうか。B がカードを持っていなければ、警備員に進入を禁止されることも、貼り紙を見て自ら行動を律することもないまま、この扉の向こう側に進むことを妨げられる。このとき、B の内面は全く考慮されていない。扉は、カードの有無に従って、ただ開いたり閉まったりするだけである。私がある向こうに進みたいと思っているか否か、その向こうに進むことが私の利益になるか否か、そういった事情にかかわりなく、扉は有資格者のカードを感知すれば開くし、感知しなければ開かない。このように、相手の行動をコントロールするためにいちいち相手の内面を前提とする必要が無いことが、環境管理の特徴である（東 [2007c: 42-45]）。

ここでの扉のように、人間の行動を物理的に制約するために用いられる手段を、レッシングは「作られた環境 built environment」ないし「アーキテクチャ architecture」と呼んだ（Lessig [1999: 86] = [2001: 154]）。作られた環境は、至る所に見出すことができる。例えば駅の自動改札機がそうであるし、ホームレスの人々がそこで横たわるのを防ぐ為に 1 人が座れるだけのスペース毎に仕切りを設けられたベンチや、インターネットサイトの内容を評価して特定の基準に抵触するサイトが表示されないようにするフィルタリングソフト、運転者の呼気に含まれるアルコールを感知すると発進できなくなる自動車なども、作られた環境の一種である。

これらの技術や装置に共通しているのは、第一に、少なくとも直接的には誰かの操作によって作動するのではなく、予め設計された通り自動的に作動するという点であり、第二に、それによって制約を受ける側が制約の存在を知ろうと知るまいと、制約の機能は何も変わらないということである（Lessig [1999: 236-238] = [2001: 431-436]）。権力行使の手段として物理的な力が使われること自体は古典的な方法であるが、人が殴打するような場合とは異なり、環境管理において力を行行使するのはモノである。先の電子式扉の例においては、権力を担う人格的主体は存在しておらず、いわば扉そのものが権力を行使していると言える。また、この扉は、その前に立つ人が開閉の原理を知っているか否かにかかわらず、カードの有無だけに反応して開き、そして閉じる。ルークスによって提起された構造的な権力観は、特定的人格の主体によらない不可視の権力を告発したが、それは人々の思考や欲望を制御するものであった。環境管理は、そうした人の内面に無関心なのである。

このような制約の前に立たされた人々は、そうした状況が誰かによって設計されたものであると意識しようがしまいが、まずは、その状況を所与の環境として受け入れ、引き下がらざるを得ない。横たわれるベンチを探してさまようホームレスの人々は、近くの公園には仕切り付きのベンチばかりが設置されているという物理的現実に対して、せいぜい「そういうものか」と嘆息して、ベンチの前を通り過ぎるほかない。親がフィルタリングソフトを用いている為に、検索しても進化論について書かれたインターネットサイトを見つけない子どもは、やはり「そういうものか」と首をかしげて、パソコンの前を離れることしかできない。

「自然」として認識された制約は、主観的な不自由感を覚えさせることが無い。環境管理型権力は、「考えても仕方がないことだ、と人に思わせる」のである（東／大澤 [2003: 45]）。環境管理が特異なのは、それが奪っている選択肢そのものを物理的に見えなくしてしまう点である（その点でルークスの三次元的権力とは異なる）。権力が自由への障害であるとしても、実のところ、主体の自由が完全に奪われるケースは極めて稀である。拳銃で私を脅迫している強盗は、財布を渡さなかった場合に予期される私のコストを引き上げているが、それによって財布を渡さない自由を完全に奪っているわけではない。私が脅迫によって不自由を引き起こされたと感ずるのは、それが無ければ私が為し得たであろう行為が困難を増したからであり、私の自由は増した困難の分だけ相対的に縮小したに留まる。多大なコストを被るリスクを負っても取って代る従来の選好通りに行為することが不可能ではない以上、自由が完全に消し去られているとは言えない¹⁹。

自由をほぼ完全に奪う例外的なケースが物理的拘束である。環境管理は、同じ拘束を見えないところで行っ

19 飼主にリードを引かれている犬が、全力で駆ければ主人を引きずって走ることも不可能ではないとき、彼がどこまで自由であるかは、彼のコスト認識に依存している。そしてコストの認識と負担能力は主体によって異なるのであり、何が自由で何が不自由であるのかは一般的に言えることではない。2 階以上の建物内にエレベーターが設置されているか否かということの意味は、車椅子に乗って移動する人とそれ以外の人との間では、全く異なるのである。

ていると言える。主体を直接拘束すれば自由を奪う暴力と見做されるが、拘束が環境の設計を通じて行われれば、疑われない所与の条件となる。環境管理による物理的統治は、自由の剥奪感そのものを縮減させていくことで、被治者側に不自由を感じさせることなく、スムーズに生の幅を区切っていく。こうした権力は相手の内面を全く問題としないため、人間を動物やモノのように扱う権力であると言える。それは、私たちが家畜を特定の空間に留めておくために一定の高さの柵を設けておいたり、丸太が転がっていかないように縄で括っおいたりするのと同じような方法で、人間の行動や位置をコントロールする。

あるいは、このように物理的な方法で作動する力を、伝統的な権力論が扱ってきたものと同じように「権力」と呼ぶべきではないのかもしれない。だが少なくとも、物理的な働き方をする力であれば社会的・政治的な意味を持たないと考えることはできない。相手の内面を考慮せずにその行動をコントロールすることができるということは、人々を一定の思想ないし行動のパターンにはめ込む規律訓練型権力を用いなくても、社会秩序を維持する可能性が開かれるということでもある。人々の自己規律や連帯意識に期待せずとも、物理環境を操作すれば、社会秩序を保つことができるかもしれない（東 [2007c: 31]）。そのような「工学的統合」の可能性をどこまで見積もるかは別にして（東 [2007a: 206-209]; 東 [2007c: 42-50]）、価値観や生活様式がますます多様化する現代において、環境管理型権力が有力な統治手段として浮上してくることは否定できない。例えば、性犯罪者の身体に電子タグを埋め込み、彼が学校に近づくとき自動的に警察や学校管理者が把握できるようなシステムを用いて、性的嗜好の矯正や身体拘束を行わず、また限られた範囲以外には犯罪歴を周知することもないままに再犯を防止しようとする政策が示されれば、これに魅力を感じる人々は相当数存在するだろう²⁰。その是非はともかく、このような政策の手段として極めて政治的に機能し得る力を、権力論の対象から除外してしまうべきではない。

環境管理型権力を考慮に入れると、先の類型論の不十分さにも気付かされる。受け手の主観的認識を根拠とする権力分類では、受け手の内面と無関係に働く環境管理を説明できないからである。前節で見たような権力被行使者の予期構造を中心とした権力の把握では、最初から自身の利益や選好を自由に認識・表明できる主体を前提としている。そのため、環境管理型権力のみならず、選好や主体の形成そのものにかかわる規律訓練型権力も説明不可能である。権力の存在は完全に主観に依存するものではないのであり、権力概念を利益概念や選好概念に還元して理解すべきではない。

規律訓練型権力は、子どもへのしつけがそうであるように、特に初期は実際にサンクションを繰り返し行使することを通じて、その行使可能性を学ばせ、サンクションへの予期に基づいて選択を行うような主体を形成していく。威嚇や誘導という形での権力は、こうした過程を経て有効性を持つてくるのである。行使されるサンクションの一種としての物理的暴力は、相手の行動を直接にコントロールする機能それ自体において、サンクションによらない権力である（盛山 [2000: 55-57]）。例えば「金を出せ、さもなければ殺す」という A の脅しが B によって拒絶されたとき、制裁を背景とした A の脅しは失敗したことになるが、A は B を殺して金を奪うという選択肢を採ることができる。違反駐車車両をレッカー移動する場合や、行進する群衆を物理的に排除する場合なども同様の事例である。規律訓練型権力は、サンクションを通じた権力としての側面を持つと同時に²¹、そうしたサンクションについての予期を有効に作動させるためにこそ、物理的暴力のような直接的な手段をも用いるのである。

サンクションによらずに状況を直接コントロールするという意味では、物理的な暴力行使と環境管理は同じである。必ずしも環境管理に限られるわけではないが、一般的に言って、A が B に行為 X をして欲しい／欲しくないときに、X に伴うコストを減少／増加させるなど X の遂行が容易／困難になる状況を作り出すか、X

20 自由民主党の治安再生促進小委員会は、2008 年 4 月に発表した提言で、常習的な性犯罪者に GPS 装置の取り付けを義務付ける措置を検討課題に挙げている。2011 年 1 月には、宮城県が性犯罪による服役歴を持つ県内在住者への GPS 装置の常時携帯を義務付ける条例制定の検討を開始している。

21 ダールは、説得や誘導を繰り返し用いながら訓練を行うことによって、特殊な刺激に対しては自動的に特定の反応が導かれるように学習させた上で、単にサインや合図を示すだけで相手の行為に影響力を行使する方法を、「訓練による統御 trained control」と呼んでいる（Dahl [1976: 44-45] = [1999: 56-58]）。これは明らかに規律訓練型権力と同じものを指しているだろう。

以外の行為に伴うコストを増加／減少させるなど X 以外の行為の遂行が困難／容易になる状況を作り出すような場合には、サンクションを一切用いずに相手の行動をコントロールしていることになる（盛山 [2000: 61-62]）。このようにサンクションを背景とせず、かつ説得に類する働きかけを行うのではない権力は、例えば喫煙率を減らすために煙草の税率を上げて値上げさせるなど、ある種の政策手段において用いられていると言える²²。

以上で述べたような、相手の意図や選好とは無関係な形で、あるいは相手の意図や選好を操作・形成する形で行使される権力は、威嚇・誘導・説得のいずれにも当てはまらない。したがって、これを④直接介入型の権力として第四の類型を設定する必要が認められる。直接介入型の権力を行使する A は、B の予期を介さず、B が各選択肢についての期待効用を算出・比較する際の条件を操作することによって B の選択を規定するか、あるいは B 自身に働きかけることによって、その効用に直接的な影響を及ぼしたりする。

威嚇・誘導・説得と同様、直接介入型の権力も、無意識的ないし構造的に行使されることがある。ある政策が思わぬ働きをもたらすことは珍しくない。無意識の内に他者を身体的・精神的に傷つけることは可能だし、特定の主体によらない構造的な暴力は存在する（Galtung [1969=1991]）²³。作られた環境は、その設計者が意図していなかったような形で他者の行動を制約することがあるし、特定の個人や集団が設計したとは言い難いような環境が制約として機能することもある。環境管理における権力行使者を環境そのものだと考える立場の含意を、私たちはここに見ることができるだろう。設計者の意図は、必ずしも重要ではないことがある。

さて、ここまでの議論を踏まえて権力現象一般に共通する条件を定式化するなら、次のようになる。

ある主体ないし特定の構造 A が、別の主体ないし特定の事象 B に対して、何らかの影響を及ぼし得るとき、A は B に対して権力を有する。また、実際に影響が及ぼされた場合、A から B に対して権力が行使された、ないしは権力が作用した、と言う。

この一見茫漠とした定義が、現実に対していかなる有意性を持つのか。権力概念についての伝統的な想定を維持する限りは、否定的な答えしか導かれられないかもしれない。しかしながら、ここまでの考察は、従来疑われてこなかった社会的・政治的な権力と自然的・物理的な力との単純な区別が無効であることを、明らかにしてしまった。権力が無意識的かつ特定の主体によっては担われないような形で作動するのであれば、権力を自然的・物理的な力や制約から区別することは難しくなる。意図や選好、利益などの存在と権力の存在が必ずしも関係しないのであれば、権力の行使者を人間だけに限定し、権力が生じる関係を人間同士に限定しなければならない論理的必然性は失われる。

権力と物理的暴力の差異を抵抗可能性の有無に見ようとするフーコーは、権力とは「他者に対して直接的・無媒介的に作用することのない行動様式」を持つと説く（フーコー [2001: 24]）²⁴。こうした考え方に立つなら、最終的には自発的選択に基づくような形で相手の行為を「間接的に」規定することが、自然の制約や物理

22 Thaler and Sunstein [2009=2009] は、強制を伴わずに人々の行動を一定の方向へと導く政策手段を“Nudge”と呼び、「リパタリアン・パターナリズム」の立場からこれを唱道している。

23 ガルトゥングは各主体にとって潜在的に可能であったはずのことを阻害している社会構造に暴力を見出すが、では、そのような構造の中で特定の恵まれない位置（国家、コミュニティ、社会階層、家庭環境など）にたまたま置かれたという偶然性を暴力と考えることはできないのだろうか。あるいは、容貌などの身体的特徴や先天的に備わった諸能力・諸性質の著しい不等は。もし、これら偶然性（運）による制約（不自由）を非人格的な権力／暴力の一種と考えることが可能なら、「自然の暴力」とはまた別に、そうした偶然的な不均衡の是正もまた政治の問題として扱える可能性が開かれるかもしれない。

24 権力と暴力の差異についてここで詳論する余裕はないが、権力概念と暴力概念の間に有意な区別を設けることも、やはり困難である。フーコーは抵抗可能性の存在、すなわち威嚇・誘導・説得と直接介入の違いに区別を見出そうとするが、規律訓練にも現れるような暴力を通じた権力の獲得や、心理的暴力などを考慮していない点で、妥当でない（フーコー [2006a: 332]; フーコー [2006b: 356]; フーコー [2001: 24-25]; 萱野 [2007: 159-160]）。本稿が採るのは、暴力を権力の否定的現象形態と理解する立場である。すなわち、受け手の利益を損ねる権力が、暴力と見做される。権力同様、何が暴力であるかは主観的な基準に依拠せざるを得ないために、暴力が存在する範囲は、およそ何らかの影響が存在するところ全てに拡大し得る。暴力と権力を完全に同一視するべきではないが、全ての権力が場合によっては暴力としての一面を持ち得ることは否定できない。暴力概念は、その最大の意味範囲において権力概念の外延に重なるような、権力概念の一変形である。

的力とは異なる権力関係の特徴だとされることになる（萱野 [2007: 151-155]）。だが、物理的力や自然的制約もまた、相手の行為を間接的に規定し得る。壁を殴りたいと思ったが、殴ると痛いので思い留まった場合や、本当なら岩を蹴り飛ばしたいけれど、硬くて重いのでとても蹴り飛ばせない場合、壁や岩は、私たちに直接働きかけてくるわけではない。それらの制約を認識した私たち自身が、自発的に行動を抑制しているのである。フーコーの考え方によれば、この場合の壁や岩は権力を行使していると言わなければならないだろう。制約が絶対ではなく、私たちが壁を殴ったり、岩を蹴り飛ばそうとしたりすることが不可能ではない以上、ここには抵抗可能性も存在するのである。

環境管理のように物理的制約を通じて影響を及ぼすことが権力概念の下で考察され得るのであれば、その範囲から自然的制約一般を除外する理由は見当たらなくなる。扉が私の行く手を遮ることで私に影響を及ぼすことと、重力が私を地面に縛りつけておくことで私に影響を及ぼすことは、性質において何も変わらない。私が道を歩いているとき、道がぬかるんでいるために私の歩き方が変更を余儀なくされるのであれば、私は大地から影響を及ぼされているのであり、権力を経験しているのである。したがって今や、権力の主体や客体となり得る範囲は、動物や植物、自然物、その他の無生物といった非人間にも拡大されざるを得ない。また、権力の作用として考察され得る範囲は、壁をすり抜けることができないとか、空を飛ぶことができないなどといった制約（不自由）を人間に課している自然的条件にまで拡大されなければならない。

権力があくまで社会的かつ政治的な現象であるとしても、社会的・政治的な関係が人間の間にのみ、あるいは人間がかかわる事態にのみ生じると考えるべき理由は無い。物理的・自然的な制約が社会的・政治的に機能し得ることは、地形や気候などの環境的要因が私たちの生活や社会の在り方を大きく規定していることを思えば明らかである。また、私たちが非人間を「社会」に含めない、その区切りそのものが恣意的で「政治」的なものであるとすれば、社会的ないし政治的な関係が生じる場を人間の存在する場にのみ限定することは、それ自体である種の権力の働きを暗黙のうちに内包していることになる。その点を明るみに出すためにも、権力論の視野は物理的力や自然的制約にまで拡張されるべきである。

3. 自由と非人格的権力——自由主義の無抵抗

従来の権力観が保持してきた限定性の所以を理解するためには、そこで強く意識されていた自由観についての考察を欠かすことはできない。自由をどう捉えるべきかの考察における通例に倣って、I. パーリンの議論を出発点としたい。パーリンは、自由の異なる二側面を区別して、あらゆる他者からの干渉を排除される範囲の確保を意味する「消極的自由」と、自己の行動や状態について自らが選択や決定を統御し得ることを意味する「積極的自由」とを、それぞれ概念化した（Berlin [2002=1971b]）。その際パーリンは、消極的自由の実現のために排除されるべき干渉を、他者の故意による干渉に限定する立場を採った。曰く、「あなたが自分の目標の達成を他人によって妨害されているときにのみ、あなたは政治的自由を欠いているのである」、と（Berlin [2002b: 169] = [1971b: 304-305]）。

だが、この立場は支持し得ない。ここまで見たように、権力は無意識的に行使され得るし、特定の主体によって担われずとも作用し得るため、権力を生み出す関係を特定の主体による他者への意識的な働きかけにのみ限定する見解は、誤りである。同様に、ある主体の不自由は、他者の無意識的な行為によってももたらされ得るし、いかなる他者の干渉も存在しないところでも経験され得る（井上 [2008: 34]）。例えば冬の寒気が身体を凍えさせるように、私たちの不自由は自然の制約によっても生み出される。

したがって、自由と不自由とを分かちのは、他者の意図的干渉の有無ではなく、主体の欲求が充足され得る可能性の大小であると考えた方が適切であろう。自由とは、欲することを為し得ることである²⁵。すなわち、

25 欲する対象は何であっても構わない。「悪」を為し得ることも自由の一種である。自由は道徳的・法的に為してもよいと許容されていること（自由権）に限定されるものではない。また、為し得ることが自由なのであって、為すことが自由なのではない。E. H. フロムやアレントが為したように、自由が行為において現れると考えたり、自由を行為そのものと同一視したりすることは、正しい理解ではない（Fromm [1994: 257] = [1965: 284]; Arendt [1968: 153] = [1994: 206]）。為し得ることを為さないでいられることも自由の一部には違いない。自由は行為そのものではないし、行為の結果として得られる状態のことでもない。行為への障害から免れていることが自由なのである。

他者の意図的な干渉に限らず、何らかの要因によってあることができなかつたり、何かになれなかつたりすることが不自由なのであり²⁶、自由は、そうした要因＝障害から「免れる」こと、それによって「妨げられなくなる」ことによってもたらされる^{27/28}。このように考えるなら、外部からの干渉の排除としての消極的自由と、自己実現や自己支配としての積極的自由との間に設けられた区別を撤廃し、連続的・統合的な自由概念を得ることが可能になる（井上 [2008: 32-33]）²⁹。

井上達夫は、バーリンが消極的自由の概念を定式化するにあたって、排除されるべき外部からの干渉を他者による故意の干渉に限定したことを論難する中で、そこでバーリンは「自由を平等に還元して」しまっていると指摘する（井上 [2008: 34-35]）。井上によれば、「自然的障害によっては侵害されず他者の強制のみが侵害しうる私の規範的地位とは、私の自由というよりむしろ、私とその他者との間の人格的対等性」である。したがって、単に強制に対する自由を求めて異議するならば「私の選択肢の縮減を拒否する」と述べればよいのに、バーリンのように「私の上に立つ命令者を拒否する」と述べてしまうと、それは「平等からの異議」に属する

- 26 主体が欲する行為を為す可能性を縮減させる要因は、何であろうと全て、自由への障害である。外部からの干渉や妨害が無い場合にも、欲することを為す実質的な可能性を持たないのならば、自由ではない（井上 [2008: 33-34]；齋藤 [2005: 34-35]）。実質的に選択可能な範囲が限定され、自分にとって望ましくない選択肢群の中からしか選択ができないことは、自由ではない（齋藤 [2005: 31-32]）。選択や行為を思うように遂行する能力を持っていないのならば、自由ではない。選択や行為を完遂するために必要な資源の十分な利用可能性が確保されていないのならば、自由ではない。自らが何を望むのかを知り、どの選択肢が自分にとって有利なのかを判断する「選択能力」が機能しなければ、自由は可能にならない（宮台 [2003]）。選択肢の過剰は、選択能力が機能することを困難にし、自由を阻害する。また、衝動・恐怖・不安など、長期的観点からして合理的な選択を困難にする要因も、同じく選択能力を毀損し、主体を不自由にする（Berlin [2002b: 188] = [1971b: 337]）。
- 27 類似の主張は、立岩 [2004: 44-46] にも見られる。この立場を採るなら、自由内部に見出せる多様性は、質の違いであるよりも、障害となる要因を取り除く手段の違いとして捉えられることになるだろう。
- 28 欲することを為すにあたって障害が無いことが自由であると考えられる場合、適応的選好形成のケースにおいて、自らの欲求を縮減させる人もまた自由である、と認めなければならなくなってしまうが（Berlin [2002a: 32] = [1971a: 58]）、これは問題とならない。自由が何らかの拘束からの離脱、制約からの解放、障害からの免除を意味している限り、「自分自身の欲望から自由であること」も、自由の一種であると認めなければならない（Arendt [1968: 147] = [1994: 199]）。ある欲求の保持や生起は、人を不自由にし得る。関連して、満足した奴隷の境遇に対する「それが誰であってもそのまま留め置くべきではない状態」といった評価を意味して「不自由」が言われる場合、この自由は社会が達成すべき目標としての客観的な「自由度」であり、道徳的ないし法的な「自由権」として制度化されるべき範囲の謂いであることを指摘しておく。それは、個々の主体の主観的な欲求や選好の存在に基づく自由とは異なるものであり、ある主体が「達成できる機能（状態と行為）の様々な組み合わせ」を意味する「潜在能力 capability」によって概念的に代替可能である（Sen [1992: 40] = [1999: 59-60]；Sen [1985: 10] = [1988: 22]；齋藤 [2005: 36-38]）。大空を飛び回りたい活発な鳥にとって籠の中に閉じ込められていることは不自由だが、飛ぶことが億劫で怠惰に暮らしたい鳥にとっては、籠の外に出られないことは何ら不自由ではない。鳥を籠から放つてやるのが、常に「自由にしてやる」ことを意味するわけではない。満足した奴隷の境遇を問題にする人は、彼を自由にするのではなく、彼の「世界を広げる」ことを目指しているのだと考えた方が適切である。
- 29 齋藤純一は、自由を「人びとが、正当にアクセスしうる自己／他者／社会の資源を用いて、達成・享受するに値すると反省的評価にもとづいて自ら判断する事柄を、他者の作為／不作為によって阻まれることなく達成・享受できる」ことと定義する（齋藤 [2005: 54-55]）。この定義には少なくとも、①資源の利用可能性に正当性の制約を設けている（「悪」を為す自由を認めない）こと、②反省的評価を組み込んでいる（「真の」欲求の存在を前提にしている）こと、③排除すべき外部からの干渉を「他者」なる特定の主体に限定している（自然的制約などが想定されていない）ことなどの問題が含まれている。とりわけ最大の難点は、この定義に従うなら、主体にとっての所与の状態をそのままでは不自由と見做せなくなることである。齋藤が述べるところによれば、盲目の人は世界を見ることができないから不自由なのではなく、自己の内的な資源の欠如を補う外的な資源を不十分にしか利用できない——「得ることのできるはずの資源を得ることができない」——ために他の人と同じ水準の社会生活を営めない場合に、その社会的不作為によって不自由になる（齋藤 [2005: viii]）。しかしながら、盲目の人は、自分の目で世界を見てみたいと望まないだろうか。脚が動かない人は、生身の足で好きなだけ駆けてみたいと願わないだろうか。多くの場合、それらは「達成・享受するに値する」と判断される事柄のはずである。内的な資源の欠如は、それだけで不自由を生み出す。そして、その不自由には、外的な資源による補完を経てもなお、埋められない部分がある。齋藤は自由を実質化するための資源の利用可能性を自由概念に組み込む一方で、利用可能なあらゆる資源を用いても達成・享受できない事柄には注意を向けなかった。言葉を換えるなら、彼は不当にも、自由概念を自然的・社会的な達成可能性の枠内へと閉じ込めたのである。少なくとも人にとって、鳥のように空を飛べないことや魚のように水中で息ができないことは、それだけで不自由を意味する。それらは自己・他者・社会のいかなる資源を用いても達成不可能かもしれないが、その事実が彼らの不自由を否定する理由には思われない。アレントが述べているように、「自由は欲する」と為しうるとが一致する場合に初めて生まれる」であり、「行為者は、為しうる能力を欠くときにはもはや自由であるとは呼ばれない」。そして、「その際、そうした能力の欠如が外部の環境によるか内部の環境によるかは、さほど重要ではない」（Arendt [1968: 161] = [1994: 217-218]）。

と見做さなければならなくなるのである。

井上の批判は概念論としては妥当だが、注目に値するのはむしろ、バーリンが「自由を平等に還元」したかどうかより、バーリンが守ろうとした自由が何であったのかの方である。バーリンは「統制の範囲」の問題を「統制のよってきたる源泉」の問題から切り離れたが、彼がその区別に忠実であろうとすれば、消極的自由を脅かす干渉を特定のそれに限定すべき理由は無かったはずである。自由の概念を定式化するにあたって、他者による・故意の・干渉に固執することで、バーリンは何を守ろうとしていたのか。

バーリンは、「自分の生活やさまざまな決定をいかなる外的な力にでもなく、わたくし自身に依拠させたい」との願いを積極的自由概念の淵源に位置付けているが (Berlin [2002b: 178] = [1971b: 319])、この願いは、むしろ自由概念全体の淵源であったはずである。バーリン自身が示唆しているように、プライバシーの要求 (危害原理) と政治的発言権の要求が、本来ともに自己決定原理——「自ら選択する自由」——に基礎を持っていることは明らかである (Berlin [2002a: 52] = [1971a: 91])。他人に干渉されないことと自分で決定できることは一体なのである。したがって、自由主義の核心的価値とされる「自律 autonomy」(自ら決定できること) は、デモクラシーにとっても極めて重要な価値であることになる。

この自律の理念に敵対してきたものは何であったか。それは人格的な権力であると、S. S. ウォーリンは言う。「リベラルが政治的権威に向かって言い立てる主張を調べてみてわかることは、それが告発しているのは政治的権威一般ではなくて、人格化された権威であり、個人の持ちものとなった権威であるということである」(Wolin [2004: 310] = [2007: 399-400])。ウォーリンによれば、自由主義者はその思想の帰結として、「非人格的 impersonal」な権力の支配を承認する。統治権力の恣意的行使を制約するとともに、宗教対立による社会の分裂を防ぐべく国家を中立化することを元来の眼目とする自由主義にとって、個人が擁護されるべきなのは何らかの人格的権力からであって、奪／脱人格化された社会集団による統制は否定されない。

個々の意思と集団の意思とが符合する限り、その集団の代表は自分たちの代表であって、その行為は自分たちの行為に等しい。ゆえに、非人格的な権力行使は正当化されるのである。非人格的権力への服従は法への服従であり、それは——「一般意思」の擬制を介した——自己自身への服従である。すなわち、そこでは自己決定が実現しており、積極的自由が享受されている。こうして、他人の支配からの解放を意味した消極的自由は、デモクラシーの発展とともに、必然的に積極的自由へと移行していくのである。その道程は、中立化された国家が肥大化していく過程と並行的であった。自由概念が辿った変化は、ウォーリンが示唆するように、明らかに自由主義からデモクラシーへと継承された、人格的権力への徹底した抵抗姿勢から引き出されたものである (Wolin [2004: 334-335] = [2007: 431-432])。

私たちが先に設定した「バーリンは何を守ろうとしていたのか」との問いへの答えは、この自由主義的伝統の再確認から得ることができる。バーリンは、受け継がれてきた伝統に忠実であっただけなのである (半澤 [2006] も参照)。非人格的権力への服従というこの伝統は、自由をめぐる私たちの感覚に、深くかかわっている。ウォーリンが H. スペンサーから引いているように、「大文字の自然による非人格的な強制の下にあるとき、われわれは、彼は自由であるという」(Wolin [2004: 311] = [2007: 401])。

私たちは確かに、非人格的な力には服従しやすい傾向を持っている。他人の支配には反発を覚え、抵抗したくなるが、人ならぬ者の支配には素直に従おうとする。天災に対して人為的な暴力と同様の反感を覚える人は、あまりいない。「そういうものだ」と思うからだろう³⁰。そこには恣意が無い。反抗すべき意思が見当たらない。人は意思に反抗するのであり、意思の推定が抵抗を生む。私たちが人格的権力に抵抗感を覚えるのは、そこに他者の恣意が透けて見えるからである。一見は非人格的な装いを持つ存在に対しても、少しでも人格的意識が感じられるなら、抵抗感が生じてくる。「社会」や「法」への反抗の大部分は、そうした感覚に基

30 私たちの多くは、自由な意思を持ち得ない者の行為は非難できないと考えている。触法精神障害者が刑罰を減免されることがある (刑法 39 条) のは、非難／帰責可能性を自由意思 (他行為可能性) と結び付ける見解の反映である。だがもちろん、このように考えない立場も有り得る。自由意思の有無にかかわらず、行為とその結果だけに基づいて非難／帰責が可能であると考えらるなら、触法精神障害者を罰することだけでなく、海を憎むことも可能である。

づいているだろう。権力に潜んで見える恣意に反応して、自らの不自由を感じるのである。

バーリンと自由主義の自由観の根は、こうした感覚にある。非人格的権力に等しく服従するときに人が自由だとするなら、自由は平等を前提としていることになる。井上が指摘した「自由の平等への還元」は、バーリン独りの逸脱的行為なのではなく、自由主義の本来的な姿である。彼が守ろうとした自由は、あるいは自由主義が守ろうとしてきたそれは、自由である以上に、その根源に見据えられた平等だったのである。

しかしながら、自由は平等に規定されるのだろうか。誰にでも平等に影響があるのなら、そこでは誰もが自由なのか。そのように考えるなら、「高次の自我」への帰依を導き出す積極的自由の危険性を、誰も批判することはできなくなるだろう。消極的自由が他者を主人に持たないことであるとするなら、等しく単一の権威（例えば神）が万人の主人であるときには、誰もが自由なのである。消極的自由と積極的自由の観念は、ここでも連続する。

無論、このように考えるべき必然性は存在しない。意図の存在しない障害でも不自由には違いないが、私たちが問題にしたがるのは意図に基づく障害である。理論的に言えば不自由をもたらすのは「恣意」だけではないのに、自由を語るときに問題にされるのは、常に「恣意」の存在であり、そこからの解放であった。自由を巡る議論を呪縛してきたのは、抵抗すべき「恣意」と服従すべき「自然」の二項対立図式である。「自然の暴力」を対象にし得ない従来の権力論もまた、こうした図式に大きく規定されている。

4. 配慮による自由——恩恵への態度

言うまでもなく、自然は私たちを自由にもする。自然の恩恵は私たちを生かす。暴力としても恩恵としても現れる自然の二面的作用は、権力の二面性と同じものである。フーコーは、前近代における「死に対する権力」とは異なる近代的な権力メカニズムの構成を、「人々の諸力を最大限に引き出す」ような権力に見出した（フーコー [1986: 171-175]; フーコー [2007a: 241]）。発展を続ける情報技術を通じた環境管理の形で、現に私たちを統治／支配し始めている非人格的権力は、自然的・物理的な仕方で私たちの自由を実現してくれる。私たちが自然の恩恵に逆らう理由がないように、こうした権力の「配慮」によってもたらされる自由は、私たちから抵抗の理由を奪っていくように思える。

現代の「生・権力」は、「全員と各人々とを同時に目標とする権力」である（フーコー [2007b: 159]）。統治者は、データの集積としての被治者群を知るだけではなく、私たち「一頭一頭の個別の欲求を知らなければならない」（フーコー [2006b: 313-314]、傍点は引用者）。こうした「全体的かつ個的な」統治可能性は、現代の情報環境の中ますます上昇している。自分好みにカスタマイズされた新聞「デイリー・ミー」は、インターネット上の複数のサービスを通じて既にほぼ実現しており、それさえ見ていれば、世界に流通する膨大な情報の中から自分にとって必要なごく限られた情報だけが毎秒届けられ、自ら情報を取捨選択する労力を省くことができる（荻上 [2007: 66-67]）。また、顧客全体の趣味嗜好・行動パターンについてのデータベースに基づいて特定の商品を推薦してくれる「リコメンデーション」機能があれば、膨大な消費選択肢の中から、自分が消費すべき商品が自動的かつ客観的に定まる（森 [2006: 98-102]; 荻上 [2007: 70-71]; 東／大澤 [2003: 67-68]）。

統計データに基づいて人の欲望を先回りしようとする技術は、私が欲するはずのものを見せる一方で、私が欲しないはずのもの、顧客が嫌う可能性が高い商品は、最初から選択肢として現れないようにする。リコメンデーションが用いるフィルタリング技術は、予め設定された基準に従って自動的にふるい分けを行い、利用者には絞り込まれた結果だけを提示する。選択肢の過剰ゆえに自らが何を欲望すればいいのか容易に決定できない高度消費社会において、これは自由を可能にする技術である。そこでは膨大な選択肢を比較検討するコストを圧縮してくれる「判断のアウトソーシング」が行われており、本人に代わって私たちが欲望すべきもの・欲望するはずのものが選び・探し出され、提示されることで私たちの選択が助けられ、自由が補完されている（東 [2007b: 605-609]）。私たちは自らが求めているはずのものを絶えず提示されると同時に、求めているはずのものを視界の外に押しやってもらえる。フィルタリング技術は、見たくないものを見ずに済ませることを可能にするのである。同じ技術は、ネット上に限られるものではない。オートロックマンションや、防壁に包囲された集合住宅地 gated community は、自宅への望まない訪問者をシャットアウトし、会いたくない人に会

わずに済ますことを可能にする装置として、広義のフィルタリングに含まれ得るだろう³¹。

これらの技術は、選択肢の過剰によって選択意欲が減退したり適切な選択を為し得なくなったりすることを防ぎ、自由を可能にしている一方で、選択肢の絞り込みや選択そのものを外在的存在に委ね、自ら選択することを放棄している点で、ある種の自由を縮減してしまっているのかもしれない。だが、選択できることが自由なら、選択しないことや選択してもらうことを選べることも自由の一部である。為し得ることが自由なら、為してもらうことができるのも自由である。「判断のアウトソーシング」は「選択からの自由」であり、「自由からの自由」を実現している（東 [2007c: 92]）。それは自由を駄目にしてしまうものと言うよりむしろ、究極的な自由を出現させようとするものなのではないか。

極めて近い将来に出現するユビキタス社会においては、多様な個人情報の提供を通じてパーソナライズされたサービスが行われ、同じ空間が各主体によって全く違う環境へと作り変えられる現象が、社会内に遍在する（坂村 [2007: 108-109]）³²。そこで情報技術は「統計的かつ記名的な権力」として機能するのであり（東 [2007c: 103-104]）、人々は、生活の利便や安心を得るために、ありとあらゆる個人情報を様々なサービス主体に喜んで提供していくだろう。吉本隆明は、宮沢賢治が描くイーハトヴのユートピア的特徴に触れながら、望めば望むものが手に入る世界、あるいは望むまでもなく望むものが手に入る世界を可能にする装置を、「無限速度機械」と呼んでいる（吉本 [2003: 181]）。このユートピア的梦想は、加速度的な発展を遂げる様々な環境管理の装置として現実の姿を持ちつつあり、その駆動を正当化する理論と態度は、社会の功利と安全への配慮を掲げる立場によって体现されている（安藤 [2007]）。

環境管理による物理的統治は人間を動物やモノのように扱うが、それは自由主義が抵抗し得ない非人格的権力の最たるもの——「自然」の制約——である。では、人間が即自的欲求の外在的充足で満ち足り、主体的行為や他者との偶発的コミュニケーションから撤退して「動物化」していくとき（東 [2001]）、そこでは何が失われるのだろうか。ここで疑問に付されているのは、抵抗の可能性である以上に、その必要性である。

答えは既にバーリンが明らかにしている、と言う人があるかもしれない。バーリンは、あらゆる価値や目的を自由に意志することができる自律的存在であることが人間の本質であるとの前提に立つなら、人間を「原因として働らくさまざまな諸影響によってもてあそばれる自然物として取扱うこと、つまり、外的な刺激のままに動かされ、その選択もかれらの支配者によって——暴力の威嚇によるにせよ褒賞の提供によるにせよ——操作されうるような」取り扱い方をすることは、「あたかも人間が自己決定的なものでないかのごとくに扱うこと」——「人間という材料 human material」として扱うこと——であり、最も悪いことであると述べている（Berlin [2002b: 183] = [1971b: 328-329]）。

これは確かに、人間を動物やモノのように扱うことに対する批判として成立している。しかし、バーリンが問題にしているのは「人間を操作し、社会改革者だけには見えてもそのひとたちには見えない目標へと人間を押しやる」ようなパターンリズムであり、退けられているのは「かれらが意志せず、また同意しなかったことをやらせるように強制すること」である（Berlin [2002b: 183-184] = [1971b: 329-330]）。そこでは配慮する側とされる側の間に少なくとも選好の不一致が前提されている。他方、現代が直面しているのは、私たちが実際に——「真に」ではなく——欲するであろうことを、欲すると同時かそれ以前に提供してくれる統治術である。問いの焦点は、自ら欲するまでもなく私が望むものを与えてくれ、自ら決定するまでもなく私が望む選択を為してくれる「配慮」が、私たちから一体何を奪うのかということに在る。

この問いに最も整理された回答を為している論者として、大屋雄裕がいる。大屋は、「他者の利益を事前に察知して行動する配慮の論理」への抵抗の拠点として「主体の論理」を持ち出し、それを自由の根源に位置付けながら、自由の擁護を試みる（大屋 [2004: 212]）。

31 ブレークレー／スナイダー [2004] など、いわゆる gated community を含む米国の CID（車道や公園などの広大な共用部分を伴う集合住宅地）についての議論に触れると、そうした閉鎖的空間に居住する人々を駆動しているのが、具体的なセキュリティへの（切迫した）不安と言うよりむしろ、そうしたセキュリティ意識を包含するような、自己に関係する範囲のあらゆる物事を自らコントロールできるようにしたいという欲望であることに気付かされる。

32 例えばレストランに入れば、店員に知らせるまでもなく私の嗜好や健康状態、アレルギー、宗教・信条は伝わっており、それらからして私が「望むはずのない／べきでない」料理は決して出てこないだろう。

大屋によれば、現代の監視技術は被治者の安全を守るために発達を続けているが、それは「見守られる」被治者を「観測・分類・統計処理の可能な確率的存在へと還元」した上でシュミレーションを行い、リスク管理に役立てる形で機能する（大屋 [2004: 220-221]）。そこで機械の目に映る私たちは、「監視される対象、計測される対象、あるいは配慮される対象として、すなわち対象としてのみ扱われることによって行為の主体としての性格を喪失していく」（大屋 [2004: 221]）。私が欲するであろう商品が「実際に私がそれを欲する前に届けられる」とすれば、私の福祉は向上するであろうが、そのとき私は「自ら選び取る」主体たり得ない畜生同然に墮しているのではないか、というわけである。「主体としての承認への欲望」を持つ私たちにとって、被治者を計測可能な属性の束と見做した上でリスク管理のための事前制約を施し、他行為可能性の認識を奪う「配慮の論理」よりも、自ら責任を持って行為する主体性を確保した上で、人々が当該行為の正当性を事後的に争う社会の方が、長期的には望ましいのではないか（大屋 [2004: 222-224]）。そう大屋は主張する。

しかしながら、大屋の所説には幾つもの問題がある。まず、大屋は唯一固有な主体が確率的存在に還元されてしまうことを問題視しているが、ならば特定の主体だけに向けられ、統計的評価に基づかないような個別化された「配慮」であれば、許容可能なのであろうか。そもそも主体が確率的存在以上のものであると考えるべき根拠が希薄である点は措くとしても、統治に際して被治者が確率的存在と見做されることの何が問題であるのかは判然としない。後述するように問題なのはむしろ、統計的評価に基づいて確率的に算出された「答え」が必然的・本質的なものと錯誤されてしまう可能性——確率的な領域と固有的領域の「取り違い」ないし「すり替え」——の方であろう。

第二に、大屋は「配慮」の背後に特定主体の意図を想定することで、結局「他者による配慮」を問題にしているように見えるが、ならば、誰の意図も入り込まない完全に機械的な「配慮」を拒絶する理由は存在しないのではないか——「自然の恩恵」が主体性の妨げになると考える人はいないだろう。しかし、そうだとすれば、大屋もまた非人格の権力への服従という自由主義的教説に縛られており、恣意的な人為と切り離された「配慮」には抵抗できないということになる。

最後に、自ら選ぶことを重視するとしても、その要請は、自ら選択していると「感じられる」ことができれば十分になえられるのではないか。R. ノージックが構想した「経験機械」——「偉大な小説を書いている、友人をつくっている、興味深い本を読んでいるなど」の「あなたが望むどんな経験でも与えてくれるような」架空の装置——のことを思い出そう。人々がこの機械に繋がれることを望まない理由を検討したノージックの結論によれば、「我々は、あれこれの事柄を行いたいと思うのであって、それらをしているという経験だけが欲しいのではない」。「我々が望んでいるのは多分、現実に触れながら自分自身を生きる」ことであり、「これは、機械が我々の代わりにすることができない」ことである（Nozick [1974: 42-45] = [1992: 67-70]）。こうした論旨は、「主体の論理」と合致している。

しかしながら問題は、構想されるところの経験機械によっては、「機械に頼らずに、自分自身を生きている」という充足感すらも提供することが可能だろうと思われる点である。そのような完璧な経験機械が現れたときになお、あるいはそのような機械に一度繋がれた後でなお、機械に頼らない人生を送りたいと考える人がどれだけ存在しているのかは、極めて頼りない。同様に、「私が選んでいる」「私が決めている」という主体性の保持を望む人については、そうした「実感」をも提供することが可能な「配慮」が現れてもなお、そうした「配慮」に抗する理由が残っているかは、いかにも心許ない。

価値としての自由を擁護するならば、考え得る限りで最も強力な仮想敵が据えられなければならない。したがって私たちが問題にするべきは、完璧な経験機械であり、完璧な「配慮」である³³。自分の欲望が、自分の思う通りに、自分の思う形で実現するとき、その生を嫌悪したり拒否したりする余地が、どこにあるだろうか。大屋が「主体の論理」を抵抗線と見做すことができるのは、彼がその論理によって抵抗し得る特定の「配

33 ここで、現実には完璧な「配慮」は到来し得ないとの論の立て方は有り得るし（辻 [2005]）、大屋も部分的にそうした認識に依拠していると見える（大屋 [2007: 204-205]）。私はその点を争うつもりはないが、ここで想定する事態が起きるためには、何も「配慮」が本当に完璧である必要は無いということ是指摘しておきたい。身を委ねる私たちから完璧に見えるなら、それは完璧なのである。

慮」のみを想定しているからである。「配慮」の不完全性を前提とする限り、大屋の企ては頼りがいのあるものとはならない。

「配慮の論理」に対抗する自由の擁護可能性という形で現れている問題は、現代の統治技術や権力装置の発達によって露わとなったが、原理的には一貫して存在していたものである。バーリンはカント的自己統治に端を発する「高次の」存在への自己同一化に積極的自由の危険を見出したが（Berlin [2002b: 179-181] = [1971b: 320-324]）、むしろ自由にとって尖鋭的であったのは、消極的自由を含む自由全体の基礎である自己決定そのものにかかわる問題である。自由は行為や行使そのものではないし、主体性や自発性そのものを意味するわけでもない。したがって自由は、まるきり外在的な介入によって実現される余地を常に持つ。自由は最初から、「配慮」への有効な抵抗拠点たり得ない概念であった。

想定可能な最も完璧な「配慮」が実現する条件下、すなわち私たちの「目の前に差し出されたものをとりあえず消費すれば、それが必ずや満足を与えてくれる」環境においては、「もはや「自律」は不必要なものとなる」（安藤 [2007: 275]）。ヒトは、喜んで家畜化していくだろう。「配慮」は物理的手段を駆使した非人格な統治として為されるから、これに反対する論理を自由主義から導くのは困難である。なお何らかの「抵抗」を構想するとすれば、自由で代わって拠るべき砦を探さねばならないだろう³⁴。

環境管理による支配は、「支配されているという被支配者の意識を必要とせず」、相手に不自由を感じさせないままに特定の行動へと誘導することができる（大屋 [2004: 219]）。そこでは、主体に課せられた制約そのものの認識可能性が奪われているため、他なる可能性を想像することが不可能になる。無限速度機械は、私たちの望み通りのものを私たちが望むより速く与えてくれるが、その一方で私たちに「それ以外の未来があり得たこと」を考えさせなくさせる（鈴木 [2007: 16]）。そのような未来は、「はじめからなかったことにされる」のである（鈴木 [2007: 53]）。

そこでは不自由が経験されていない——「自分自身が制約されたことに気づかず、失ったことがわからない自由とは、何であるのか」（大屋 [2004: 219]）——から、自由の概念に拠った抵抗は無効である³⁵。「配慮」による選択肢の制約を「決まっているから決まっているのだ」と必然化する振る舞い（鈴木 [2007: 139]）と、それを受容する態度においては、神ならぬ環境——新たな「自然」——への帰依が起こっている。与えられた環境に私たちが従順に従うようになったとき、現代的なアニミズムが出現することになる。

もちろん、「配慮」が完全に機械的に行なわれるのでない限り、それはあくまで自然「的」であるに留まる。さしあたり、規制や管理の正統性を絶えず問い直し、環境管理を非自明化すること——統治の「自然」性を剥奪すること——への意識的取り組みが、現代的な「自然の恩恵」に対して私たちが採るべき態度の1つとなるだろう³⁶。

おわりに

本稿は、自然の暴力、いかなる意味でも人為によらない権力を政治学が扱う意義と可能性について、一定の見通しを与えることを目的としていた。まずは権力論の文脈を辿りながら、権力の多様な性質を1つずつ明らかにしていくことで、自然的・物理的な作用から従来の政治学が扱ってきた権力概念を区別する有効な方法が存在しないことを明らかにできたと思う。さらに、従来の権力観が念頭に置いていた「守るべき自由」が人格的権力からの自由であったことを確認した上で、そうした自由観が現代の情報技術によって実現しつつある

34 私はその拠点を M. シュティルナーが言う「自己性 *Eigenheit*」に見出し得ると考えているが、ここで論ずることはせず、問題の指摘に留めたい（Stirner [1972=1967-68]）。

35 潜在能力が十分に確保されているかを問うことはできるが、もとより確保すべき潜在能力の範囲は社会的に決定されるものであるから、正統な手続きを経た「配慮」であれば、そこで排除された可能性は、社会的にも保護する必要のない可能性ということになり、それを構想する余地が失われることでは変わらない。確保すべき潜在能力の範囲を問い直すことは出来ても、一度排除された可能性は戻らないかもしれない。

36 八田真行は、環境管理型権力が正当性を持ち得る条件として、①環境管理の存在を事前に周知する、②達成すべき目的の事前周知、③退出可能性の実質的確保、④内部者による再定義可能性の4つを挙げている（八田 [2005]）。

非人格的な統治への有効な抵抗論理を生み出せないことを主張した。こうした作業を通じて、govern の単なる対象ではない、govern する主体ないし手段としての自然を扱う視座を政治学の中に確立する必要性は、最低限示せたのではないかと思う。

特定の人格的主体が行使用するのはない非人格的な権力には、自然のほかにも、ある集団内部における決定のような集合人格的なものや、それを制度的に正統化した法、あるいはより緩やかな制度的パターンとしての慣習・伝統・文化のような奪／脱人格的なものが含まれている。このうち従来の政治学の主たる対象は、集合人格的な権力と、制度的に定式化された奪人格的な権力とに留まっていた。ただし、例えば市場のような経済的な制度・構造がもたらす権力作用は、それを政治学がどこまで扱ってきたのかについては疑問が残るとしても、政治学の対象になり得るとの認識は（マルクス主義の外においても）一定程度共有されてきた。また、私的領域における政治や社会的権力の問題についても、近年の政治学においては、自由主義的な公私二分論を踏み越えてそれらを取り扱う必要性の認識が強まっていると思われる。そこで、残された非人格的な権力、すなわち自然の力に対象領域を広げる可能性について考察することは、政治学にとって自然な足取りであろう。

もちろん、作られた環境と自然の環境は違うのであり、前者による統治はあくまでも自然「的」な統治であると言うことは可能だろう。だが、少なくとも権力作用自体は物理的に引き起こされており、またそれが権力作用の及ぶ側にとって「自然」と感じられるのであれば、これを自然による統治として考察するべき理由は十分に思える。権力を特定主体の利害に還元して理解しようとする立場の根強さは、誰かの恣意に基づく権力／不自由をのみ問題にしてきた自由主義に由来する。こうした権力観・自由観は、誰の利害にも基づかない非人格的な権力を問題にすることができない。そればかりか、利害に還元できない権力固有の側面を、見えなくしてしまう。権力そのもの、ひいては政治そのものへの考察に向かおうとするなら、私たちは自然が振るう力とも向き合わざるを得ない。私たちの生と自由を可能にすると同時に制約している自然（的）環境について、それが可能にしているものと不可能にしているものは何か。この問いは、政治学が引き受けるべきものである。

引用・参考文献一覧

安藤馨 [2007]:『統治と功利——功利主義リベラリズムの擁護』勁草書房。

Arendt, Hannah [1968=1994]: “What Is Freedom?,” in *Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*, Penguin Books, Ch. 4. 引田隆也／齋藤純一（訳）「自由とは何か」『過去と未来の間——政治思想への8試論』みすず書房。

Arendt, Hannah [1972=2000]: “On Violence,” in *Crises of the Republic*, A Harvest/HBJ Books. 山田正行（訳）「暴力について」『暴力について——共和国の危機』みすず書房。

東浩紀 [2001]:『動物化するポストモダン——オタクから見た日本社会』講談社。

東浩紀 [2007a]:「動物化と情報化」『文学環境論集 東浩紀コレクション Essays』講談社。

東浩紀 [2007b]:「crypto-survival notes #」『文学環境論集 東浩紀コレクション L journals』講談社。

東浩紀 [2007c]:「情報自由論」『情報環境論集 東浩紀コレクション S』講談社。

東浩紀／大澤真幸 [2003]:『自由を考える——9・11以降の現代思想』日本放送出版協会。

Bachrach, Peter and Baratz, Morton S. [1962=2005]: “Two Faces of Power,” *American Political Science Review*, 56 (4) : 947-957. 佐治孝夫（訳）「権力の二面性」加藤秀治郎／岩渕美克（編）『政治社会学』一藝社。

Berlin, Isaiah [2002=1971a]: “Introduction,” in *Liberty*, edited by Henry Hardy, Oxford University Press. 小川晃一ほか（訳）「序論」『自由論』みすず書房。

Berlin, Isaiah [2002=1971b]: “Two Concepts of Liberty,” in *Liberty*. 小川晃一ほか（訳）「二つの自由概念」『自由論』。

ブレイクリー, エドワード・J.／スナイダー, メーリー・ゲイル [2004]:『ゲーテッド・コミュニティ——米国の要塞都市』竹井隆人（訳）、集文社。

Connolly, William E. [1972]: “On ‘Interests’ in Politics,” *Politics and Society*, 2 (4) : 459-477.

Dahl, Robert A. [1957]: “The Concept of Power,” *Behavioral Science*, 2 (3) : 202-203.

- Dahl, Robert A. [1967]: *Who Governs? : Democracy and Power in an American City*, Yale University Press.
- Dahl, Robert A. [1976]: *Modern Political Analysis*, 3rd ed., Prentice-Hall.
- Dahl, Robert. A. [1991=1999]: *Modern Political Analysis*, 5th ed., Prentice-Hall. 高島通敏 (訳)『現代政治分析』岩波書店.
- ドゥルーズ, ジル [2007]:「追伸——管理社会について」『記号と事件——1972-1990年の対話』宮林寛 (訳), 河出書房新社.
- Elster, John [1982]: “Sour Grapes — Utilitarianism and the Genesis of Wants,” in Amartya Sen and Bernard Williams (eds.), *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press, Ch. 11.
- フーコー, ミシェル [1977]:『監獄の誕生——監視と処罰』田村俣 (訳), 新潮社.
- フーコー, ミシェル [1986]:『性の歴史 I 知への意志』渡辺守章 (訳), 新潮社.
- フーコー, ミシェル [2001]:「主体と権力」渥海和久 (訳), 小林康夫ほか (編)『ミシェル・フーコー思考集成Ⅸ 自己／統治性／快楽』筑摩書房.
- フーコー, ミシェル [2006a]:「自由の実践としての自己への配慮」廣瀬浩司 (訳), 小林康夫ほか (編)『フーコー・コレクション 5 性・真理』筑摩書房.
- フーコー, ミシェル [2006b]:「全体的なものと個的なもの」北山晴一 (訳), 小林康夫ほか (編)『フーコー・コレクション 6 性政治・統治』筑摩書房.
- フーコー, ミシェル [2007a]:『ミシェル・フーコー講義集成Ⅵ 社会は防衛しなければならない——コレージュ・ド・フランス講義一九七五・一九七六年度』石田英敬／小野正嗣 (訳), 筑摩書房.
- フーコー, ミシェル [2007b]:『ミシェル・フーコー講義集成Ⅶ 安全・領土・人口——コレージュ・ド・フランス講義一九七七・一九七八年度』高桑和巳 (訳), 筑摩書房.
- Fromm, Erich H. [1994=1965]: *Escape from Freedom*, Henry Holt and Company. 日高六郎 (訳)『自由からの逃走』新版, 東京創元社.
- Galtung, Johan [1969=1991]: “Violence, Peace and Peace Research,” *Journal of Peace Research*, 6 (3) : 167-191. 高柳先男ほか (訳)「暴力、平和、平和研究」ヨハン・ガルトゥング『構造的暴力と平和』中央大学出版部.
- 半澤孝磨 [2006]:『ヨーロッパ思想史のなかの自由』創文社.
- 八田真行 [2005]:「設計研第2回 オープンソースの構造と力」情報社会の倫理と設計についての学際的研究, 2005年2月12日 (2005年4月9日議事録公開), 国際大学 GLOCOM (<http://ised-glocom.g.hatena.ne.jp/ised/20050212>).
- 井上達夫 [2008]:『双書 哲学塾 自由論』岩波書店.
- 川崎修 [2006]:「権力」川崎修／杉田敦 (編)『現代政治理論』有斐閣, 2章.
- 萱野稔人 [2007]:『権力のよみかた——状況と理論』青土社.
- Lessig, Lawrence [1999=2001]: *CODE and Other Laws of Cyberspace*, Basic Books. 山形浩生／柏木亮二 (訳)『CODE——インターネットの合法・違法・プライバシー』翔泳社.
- Lukes, Steven [1974=1995]: *Power: A Radical View*, British Sociological Association. 中島吉弘 (訳)『現代権力論批判』未来社.
- 丸山眞男 [1964]:「政治権力の諸問題」『増補版 現代政治の思想と行動』未来社.
- 松尾隆佑 [2008]:『利害関係理論の基礎——利害関係概念の再構成と利害関係の機能についての理論的考察』2007年度一橋大学大学院社会学研究科修士論文, 2008年1月提出.
- 宮台真司 [1989]:『権力の予期理論——了解を媒介にした作動形式』勁草書房.
- 宮台真司 [2003]:「M式・社会学入門 (7)「選択前提とは何か」」『経 Kei』25号: 29-32.
- 森健 [2006]:『グーグル・アマゾン化する社会』光文社.
- Nozick, Robert [1974=1992]: *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. 嶋津格 (訳)『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社.
- Nye, Jr., Joseph S. [2004=2004]: *Soft Power: The Means to Success in World Politics*, Public Affairs. 山岡洋一 (訳)『ソフト・パワー——21世紀国際政治を制する見えざる力』日本経済新聞社.

- 荻上チキ [2007]:『ウェブ炎上——ネット群衆の暴走と可能性』筑摩書房.
- 大屋雄裕 [2004]:『情報化社会における自由の命運』『思想』965号:212-230.
- 大屋雄裕 [2007]:『自由とは何か——監視社会と「個人」の消滅』筑摩書房.
- Parsons, Talcott [1969=1974a]: “On the Concept of Political Power,” in *Politics and Social Structure*, The Free Press. 新明正道 (監訳)「政治的権力の概念について」『政治と社会構造』下巻, 誠信書房.
- Parsons, Talcott [1969=1974b]: “On the Concept of Influence,” in *Politics and Social Structure*. 新明正道 (監訳)「影響力の概念について」『政治と社会構造』下巻.
- 齋藤純一 [2005]:『思考のフロンティア 自由』岩波書店.
- 坂村健 [2007]:『ユビキタスとは何か——情報・技術・人間』岩波書店.
- 盛山和夫 [2000]:『権力』東京大学出版会.
- Sen, Amartya [1985=1988]: *Commodities and Capabilities*, Elsevier. 鈴木興太郎 (訳)『福祉の経済学——財と潜在能力』岩波書店.
- Sen, Amartya [1992=1999]: *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. 池本幸生ほか (訳)『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店.
- Stirner, Max [1972=1967-68]: *Der Einzige und sein Eigentum*, Reclam. 片岡啓治 (訳)『唯一者とその所有』現代思潮社, 上下巻.
- 杉田敦 [2000]:『思考のフロンティア 権力』岩波書店.
- 鈴木謙介 [2007]:『ウェブ社会の思想——〈遍在する私〉をどう生きるか』日本放送出版協会.
- 立岩真也 [2004]:『自由の平等——簡単に別な姿の世界』岩波書店.
- Thaler, Richard H. and Sunstein, Cass R. [2009=2009]: *Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth, and Happiness*, Revised and Expanded ed., Penguin. 遠藤真美 (訳)『実践 行動経済学——健康、富、幸福への聡明な選択』日経 BP 社.
- 辻大介 [2005]:「倫理研第6回 開かれた社会へ向けて存在の匿名性を擁護する」情報社会の倫理と設計についての学際的研究, 2005年10月08日 (2005年12月8日議事録公開), 国際大学 GLOCOM (<http://ised-glocom.g.hatena.ne.jp/ised/20051008>).
- ヴェーバー, マックス [1972]:『社会学の根本概念』清水幾太郎 (訳), 岩波書店.
- Wolin, Sheldon S. [2004=2007]: *Politics and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*, Expanded ed., Princeton University Press. 尾形典男ほか (訳)『政治とヴィジョン』福村出版.
- 吉本隆明 [2003]:「人工都市論」『ハイ・イメージ論 I』筑摩書房.